

INTERIOR PLANNER

令和7年インテリアプランナー登録について

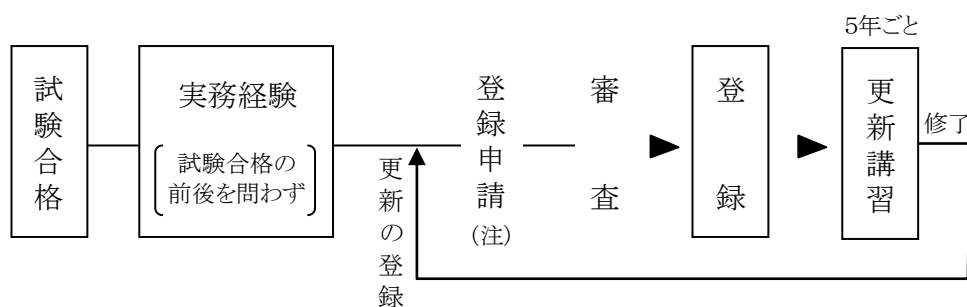
インテリアプランナー試験に合格された方は、登録資格要件等をご確認の上、それを満たす場合は速やかに登録申請手続きを行うようお願いいたします。登録申請書の審査手続き後、＜インテリアプランナー＞（IP）の称号が付与されます。登録手続きの詳細については、当センターホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/gyomu2/ip/index.html>）をご確認ください。



登録申請の受付

第一回締切日	令和7年	4月	1日
第二回締切日	令和7年	9月	30日
第三回締切日	令和8年	1月	31日

インテリアプランナー登録について



(注) 試験の合格者となった日から5年経過して登録（遅延登録）を受けようとする場合は、当センターの実施する「登録のための講習」を修了しなければなりません。

(1) 称号の付与

登録申請書の受付後、センターにおいて登録の審査を行い、登録資格の要件を満たしている場合、インテリアプランナー登録簿に記載され、インテリアプランナーの称号が付与されます。

(2) 登録証の交付

登録者には、インテリアプランナー登録証が交付されます。

(3) 登録の有効期間

- ①登録日より5年経過後の9月30日までとなります。
- ②有効期間前に更新講習の課程を修了することにより、更新の登録を受けることができます。

(4) 更新の登録及び更新講習

登録後は有効期間前に更新講習を修了することにより、更新の登録を受けることができます。更新の登録及び更新講習の時期その他の手続きについては、当年に登録期限を迎える登録者に限り事前にご案内いたします。



(5) 登録の抹消

1. 以下項目に該当する場合、登録が抹消されます。

①登録の有効期間が満了した場合（更新の登録を受けた場合を除く）

②以下項目に該当する場合

イ．禁錮以上の刑に処せられたとき

ロ．建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられたとき

ハ．破産者で復権を得ないとき

ニ．精神の機能の障害によりインテリアプランナーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき

③死亡し、又は失踪宣告を受けた事実が判明した場合

④虚偽又は不正の事実により登録を受けたことが判明した場合

2. 以下項目に該当する場合、登録が抹消されることがあります。

①登録申請書の記載に変更が生じて、正当な理由がなく 30 日以内にその届出を怠った場合

②登録者が業務に関して不誠実な行為を行った場合

インテリアプランナー試験合格から登録までの流れ

